

## 地方独立行政法人三重県立総合医療センター業務方法書

### (目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「地独法」という。）第22条第1項及び地方独立行政法人三重県立総合医療センターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成24年三重県規則第17号）の規定に基づき、地方独立行政法人三重県立総合医療センター（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

### (業務運営の基本方針)

第2条 法人は、地独法第25条第1項の規定により三重県知事（以下「知事」という。）から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

### (病院の設置及び運営)

第3条 法人は、三重県の医療施策として求められる高度医療、特殊医療、救急医療等を提供し、並びに医療従事者の研修等の業務を行うことにより県民の健康の確保及び医療水準の向上に寄与するため、地方独立行政法人三重県立総合医療センター定款（以下「定款」という。）第16条に定める病院を設置し、これを運営するものとする。

### (法人の行う業務)

第4条 法人は、定款第17条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。

- (1) 医療の提供
- (2) 非常時における医療救護等
- (3) 医療に関する地域への支援
- (4) 医療に関する教育及び研修
- (5) 医療に関する調査及び研究
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 法人は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等が行う診療又は研究のために利用させることができる。

3 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、業務を行うことができる。

### (緊急時における知事の要請)

第5条 法人は、定款第18条の規定に基づき、知事から定款第17条第1号及び第2号に掲げる業務のうち必要な業務の実施を求められたときは、その求めに応じ、当該業務を実施することとする。

(業務の適正を確保するための体制の整備)

第6条 法人は、役員（監事を除く。）の職務の執行が、地独法、他の法令、設立団体の条例若しくは規則又は定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

2 法人は、前項に規定する体制の整備に関し、次の各号に掲げる事項に係る規程等の策定、仕組みの構築その他の体制の整備に係る措置を講じるものとする。

- (1) 役職員の倫理等に関する事項
- (2) 役員会の設置等に関する事項
- (3) 中期計画等の策定及び評価に関する事項
- (4) 内部統制の推進に関する事項
- (5) リスクの評価及び対応に関する事項
- (6) 情報伝達及び情報システムに関する事項
- (7) 情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項
- (8) 監事及び監事監査に関する事項
- (9) 内部監査に関する事項
- (10) 内部通報及び外部通報に関する事項
- (11) 入札及び契約に関する事項
- (12) 情報の適切な管理及び公開に関する事項
- (13) 職員の人事及び懲戒に関する事項

(業務の委託)

第7条 法人は、定款に規定する業務の一部を法人以外の者に委託することにより効果的かつ効率的にその業務を遂行できると認められるときは、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第8条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

(競争入札その他契約に関する基本事項)

第9条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、一般競争入札の方法によるものとする。ただし、法人の規程で定める場合は、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法によることができる。

(規程への委任)

第10条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、法人の規程で定める。

(役員の損害賠償責任)

第11条 役員（監事を含む。）は、その任務を怠ったときは、地独法第19条の2第1項の規定に基づき、法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(役員の一部免除)

第12条 法人は、前条の役員損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、知事の承認によって、賠償責任額から知事が定める額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

附 則

この業務方法書は、知事の認可があった日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この業務方法書は、知事の認可があった日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）による改正後の地独法第22条第2項の規定に基づく規程等の整備については、平成31年3月31日までにを行うものとする。

附 則

この業務方法書は、知事の認可があった日から施行し、令和2年4月1日から適用する。